

自動継続据置期間後解約自由定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) 自動継続据置期間後解約自由定期預金(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳)記載の最長預入期限に自動的に据置期間後解約自由定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、口座開設店に最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月の応当日(継続したときはその継続日の6か月後の応当日)以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金(一部支払いをしたときはその支払後の預金残高。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から証書(通帳)記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。
ただし、この預金の預入日現在において当組合がこの預金の基準金利に関し金額階層区分を設け、預入金額によって基準金利に差異を設けている場合で、この預金の一部支払後の残余の預金元金額が当該階層区分を下回る事となる一部支払いの取扱いは行いません。なお、この預金の一部支払いをしたときは、その支払後の預金残高について引続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時)に預入日から最長預入期限(解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(継続後の預金については第1条第2項の利率。)によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上1年6か月未満
 - ③ 1年6か月以上2年未満
 - ④ 2年以上2年6か月未満
 - ⑤ 2年6か月以上3年未満
 - ⑥ 3年以上3年6か月未満
 - ⑦ 3年6か月以上4年未満
 - ⑧ 4年以上4年6か月未満
 - ⑨ 4年6か月以上5年未満
 - ⑩ 5年
- (2) 継続後の預金についても前項と同様の方法により取扱います。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金するか、または元金に組入れます。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を「定期預金共通規定」第4条1項、「定期預金共通規定」第1条第2項または同規定第4条第4項によりこの預金を預入日の6か月後の応日前に解約する場合は、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (他規定の適用)

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」、「休眠預金等活用法共通規定」が適用されるものとします。

以上
(2020.4.1 現在)